

医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針

第1条 岡山県の補助金等の交付を受けて医療施設等の設備整備を行う者（以下「補助事業者」という。）が設備の購入のために締結する契約は、下表に掲げる契約の予定金額ごとに定める方法により行うこと。なお、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、地方公共団体及び地方独立行政法人にあっては、本指針に関わらず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。

契約の予定金額（消費税額を含む。）	契約方法
160万円以内	見積書を徴し選定（2社以上。ただし、予定金額が100万円以上の場合は3社以上）
160万円超	一般競争入札又は3社以上の指名競争入札

2 船舶の整備については、前項の表の契約方法によらないことができる。この場合において、補助事業者は、公正な競争が確保されるよう契約方法を設定するとともに、事前に知事に届け出ること。

第2条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は随意契約によることができる。

- (1) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。

第3条 入札に参加する者に必要な資格要件として、次の事項を定める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領第9条に規定する入札参加の停止を受けていないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

第4条 指名競争による場合、補助事業者は、次の表の契約の予定金額の区分に応じ、原則として同表の入札参加資格者欄に定める格付を有する県内業者を「入札参加資格者名簿」から選定すること。

契約の予定金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
250万円以上	A
160万円超～500万円未満	B
160万円超～250万円未満	C

第5条 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法については、理事会で決定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。

第6条 指名競争を行う場合は、指名業者を理事会で選定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。

第7条 一般競争による場合、補助事業者は、第4条の表の契約の予定金額の区分に応じ、原則として同表の入札参加資格者欄に定める格付を有する県内業者であることを入札参加条件とすること。

2 補助事業者は、公正な競争が確保されるよう入札参加条件を設定すること。

3 補助事業者は、入札参加条件等の公告内容を事前に知事に届け出るとともに、病院内へ掲示するほか、病院ホームページや新聞等へ掲載するなどして、情報を広く提供すること。

4 公告を行う期間は、10日以上とすること。

第8条 入札を実施するに当たっては、入札参加予定業者へ入札通知書を発送する10日前までに、様式第1号により入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、その資格の適否についての指示を仰ぐこと。

第9条 入札通知は、入札の期日の前日から起算して少なくとも10日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、5日以内に限り短縮することができる。

第10条 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち会うこと。

第11条 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を様式第2号により知事へ届け出ること。また、補助事業者において、入札結果を一般の閲覧に供すること。

第12条 設備購入契約を締結した場合には、契約締結後1週間以内に当該契約書の写しを添えて様式第3号により知事に届け出ること。

第13条 入札参加業者からの補助事業者への寄附は、共同募金会への指定寄附以外は認めない。また、補助事業者の役員及び職員に対する寄附も認めない。このことについて、入札前5年間遡及して適用する。

第14条 知事は、補助事業者が前条の条件に反したときは、補助交付決定を取り消すことができる。それにより補助事業者に生じた損害については、補助事業者の負担とする。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年8月23日から施行する。